

豊中市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者（以下「事業者」という。）の市政への参加の機会を拡大し、もって地域の活性化に資するとともに、新たな財源を確保し、健全な財政運営と良好な施設環境を安定的に提供するために、本市の所有する施設等（以下「施設等」という。）の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与する事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）の募集及び選定等について、必要な事項を定める。

(内容)

第2条 豊中市ネーミングライツ事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）とは、市と事業者との契約により、市の所有する施設等の名称に、企業名や商品ブランド名等を冠した愛称を付与することにより、地域の活性化に資するとともに、ネーミングライツパートナーからその対価を得ることをいう。

2 付帯条件は、市、ネーミングライツパートナー及び指定管理者制度導入施設にあっては指定管理者と協議のうえで決定するものとする。

3 ネーミングライツを導入した施設等については、市は愛称を積極的に使用する。ただし、条例上の施設等の名称は変更せず、必要に応じて条例上の施設等の名称を使用するものとする。

(基本的な考え方)

第3条 ネーミングライツ事業は、本市の財産、事業等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる本市の施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

(募集等)

第4条 ネーミングライツパートナーは、次の定めるところにより、原則として公募する。

- (1) 公募する対象施設等の選定は、市が行う。ただし、選定しようとしている施設等が指定管理者制度導入施設の場合は、市と指定管理者が協議の上、市が選定するものとする。
- (2) 募集に必要な事項は、施設等ごとに募集要項等を作成する。
- (3) 募集要項の発表から募集受付終了までの期間は、原則として30日以上とする。
- (4) 募集については、市のホームページ又は広報紙等への募集要項の掲載、報道機関への資料の提供その他多様な媒体を活用して市民や事業者幅広く周知する。

- (5) 豊中市有料広告掲載基準に定める規制業種又は事業者については、ネーミングライツパートナーとすることができない。
- (6) ネーミングライツ事業に応募を希望する事業者は、地域の活性化に資する提案を行うものとする。
- (7) ネーミングライツパートナーは、市長が別に定める豊中市ネーミングライツパートナー選定審査会において審査し、適当と認める事業者を選定するものとする。
- (8) 契約期間は原則として3年以上とする。
- (9) 契約金額は、施設の規模、利用者数、類似施設との比較等を総合的に判断し、施設ごとに決定する。
- (10) 契約したネーミングライツパートナーは、次回契約に際して優先的に交渉することができるものとする。

(愛称等)

第5条 ネーミングライツパートナーが付与する愛称は、設置目的にふさわしく、親しみやすさや呼びやすさなど市民等の理解が得られる愛称とし、豊中市有料広告掲載基準の定めに合致するものとする。

(秘密の保持)

第6条 市は、ネーミングライツ事業に係る応募及び提案の内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外に使用しないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月19日から施行する。